

○農林水産省令第六十号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百二十三号）の施行に伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月二十八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 杉浦 正健

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十四条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「第十四条第三号」を「第十三条第三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条を第二十六条とし、第二十九条を第二十七条とし、第三十条を第二十八条とする。

第三十一条中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とし、第三十三条を第三十一条とする。

第三十四条第一項第五号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条を第三十二条とする。

別記様式第七号から第九号までの様式中「辨28~~辨~~」を「辨26~~辨~~」に、「辨15~~辨~~」を「辨14~~辨~~」に改める。

別記様式第十号から第十二号までの様式中「辨29~~辨~~」を「辨27~~辨~~」に改める。

別記様式第十三号中「辨33~~辨~~」を「辨31~~辨~~」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則

(次条において「旧規則」という。) 別記様式第九号により麦等の輸入納付金の額を通知した通知書は、

この省令による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(次条において「新規則」という。) 別記様式第九号により麦等の輸入納付金の額を通知した通知書とみなす。

第三条 この省令の施行前に旧規則別記様式第十三号により発行された職員の身分を示す証明書は、新規則別記様式第十三号により発行された職員の身分を示す証明書とみなす。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（生産調整方針の認定申請手続）</p> <p>第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。第三十二条第二項を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（生産調整方針の認定申請手続）</p> <p>第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。第三十四条第二項を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>（麦の政府買入れ）</p> <p>第二十五条 政府は、令第十一条第一項の麦で農林水産大臣の定める条件を満たすものについて、買入れを行うものとする。</p> <p>（標準売渡価格を告示する麦）</p> <p>第二十六条 法第四十三条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める麦は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 普通小麦一等の麦で農林水産大臣が定める銘柄のもの</p> <p>二 普通小粒大麦一等の麦で農林水産大臣が定める銘柄のもの</p> <p>三 普通はだか麦一等の麦で農林水産大臣が定める銘柄のもの</p> <p>四 カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング・ホイート一等の麦（た</p>

ん白含有率十三・五パーセントのもの)

五) アメリカ産ウエスタン・ホワイト・ホイト二等の麦

六) オーストラリア産ツーロウ二等の麦

(納付金の納付を要しない麦等の用途)

第二十五条 令第十三条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。

(準用)

第二十六条 第二十一条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について令第十四条において準用する令第八条の納付金の納付手続について準用する。この場合において同条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第七号」と、同条第四項中「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第八号」と、同条第五項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

第二十七条・第二十八条 (略)

(主要食糧の交付)

第二十九条 農林水産大臣は、令第十五条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(納付金の納付を要しない麦等の用途)

第二十七条 令第十四条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。

(準用)

第二十八条 第二十一条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について令第十五条において準用する令第八条の納付金の納付手続について準用する。この場合において同条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第七号」と、同条第四項中「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第八号」と、同条第五項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

第二十九条・第三十条 (略)

(主要食糧の交付)

第三十一条 農林水産大臣は、令第十六条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第三十条・第三十一条 (略)

(権限の委任)

第三十二条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十四条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 (略)

第三十二条・第三十三条 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 (略)